

寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

平成 30 年 12 月 14 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第26号

寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例

寒川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年寒川町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の210、12月に支給する場合においては100分の225」を「100分の217.5」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。